

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【介護保険課】

第10期計画の策定にあたっては、後期高齢者人口の更なる増加が見込まれており、介護給付費の上昇が予想されることから、保険料の単純な一律引下げを行うことは、保険財政上において非常に困難な状況と見込んでいますが、所得に応じた公平や応能負担の原則のもと、特に低所得者層の負担が過重とならないよう配慮に努めていきます。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【介護保険課】

収入減少を理由とする介護保険料の減免制度については、生計維持者の前年の合計所得金額が210万円以下で、死亡、障害、長期入院、失業等の理由により、生計維持者の当該年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比し、2分の1以下に減少すると認められる場合、減免申請日以後到来する減免申請日の属する年度中の納期限にかかる納付額の合計額の100分の50に相当する額を減免するものであり、要件は適切なものであると考えています。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

利用者負担軽減については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度、高額介護サービス費の支給制度があります。

また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療合算介護サービス費の支給制度があり、これ以上の利用者負担軽減制度の実施は考えていません。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【介護保険課】

施設入所時の食費及び居住費の負担軽減については、特定入所者介護サービス費の支給制度や社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度があり、一宮市独自の支援制度の創設や拡充は考えていません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【高年福祉課】

現行相当サービスが必要と認められた方については、継続利用を可能としています。また報酬単価につきましては、国の動向を注視していきます。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【介護保険課】

今回の回答作成時点において最終的な地域の基準や算定要件等は明らかにはなっていませんが、特定地域サービス等は、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の仕組みであると認識しており、現時点では採用する予定はありません。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【介護保険課】

軽度者への福祉用具の貸与については、国の基準により原則対象外のものがありますが、国が定める状態像に該当すると判断できる場合は例外給付を認めています。

なお、疾病その他の原因による急速な状態悪化等により国が定める状態像に該当する場合には、医師の医学的所見等を市町村が確認することとされているため、例外給付について一宮市への確認申請を必要としています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【介護保険課】

在宅介護の利用者の方々が、継続してサービス提供を受ける上で、訪問介護事業所の安定的運営は必要不可欠であり、そのための原資となる介護報酬の適切な水準での設定は、まずは国の責任において必要な措置が講じられるべきものと考えています。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【介護保険課】

当面の新規整備としては、第9期計画に基づき、2026年度内に認知症対応型共同生活介護事業所が1か所開設予定です。

第10期は、2040年度を含む中長期的な視点のもと、地域ごとに介護サービスをどのように確保していくのかを落とし込む計画期となります。これまでの地域包括ケアの理念を引継ぎながら、人口減少、人材不足、医療・介護連携、高齢者向け住まいの状況も踏まえて持続可能なサービス基盤の在り方を今後検討していきます。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【介護保険課】

特別養護老人ホームに対しては、入所希望者の心身の状況や病歴等の把握に努め、一宮市特別養護老人ホーム標準入所指針に従い適切に対応するよう指導しています。

特例入所の制度については、市ウェブサイトに掲載して周知していますが、要介護1や2の方が居宅において日常生活を営むことが困難なことに関し、やむを得ない理由を有する場合に入所判定対象者となるものであり、入所希望者すべてに適用されるものではありません。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【介護保険課】

介護職員の処遇改善は、原資となる介護報酬が適切な水準で設定されている必要があり、まずは国において必要な措置が講じられるべきものと考えています。

また、介護人材の確保は喫緊の重要課題であると捉えており、そのため、介護人材の確保や育成、職場環境の改善や生産性の向上支援などについて、引き続き愛知県と連携して介護現場を側面から支援する効果的な取組を模索していきます。

なお、人材確保の一環で介護サービス事業所等が負担する介護支援専門員の資格更新等にかかる研修受講料の補助を2025年度から始めており、今年度も継続していま

す。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【介護保険課】

人員配置は、基準省令で最低基準が定められています。介護保険施設等はその最低基準の遵守にとどまらず、質の向上に努めなければならないものとされており、各施設等の実情に応じた配置がされるものと考えています。よって、複数配置について国への要望や財政支援を行う考えはありません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【介護保険課】

一宮市の運営指導等において、基準省令や労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、実情に応じて職員を配置するよう指導しています。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【介護保険課】

夜勤体制に限らず、介護保険事業の実情をよりの確に把握し、必要に応じて適切な対策を検討することは重要であります。現状においては夜勤体制の実態調査を実施する予定はありません。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【高年福祉課】

補聴器購入助成制度については2024年7月から難聴高齢者補聴器購入費助成事業を実施しており、今年度から予算を増額しています。

無料検診事業について、高年福祉課では実施できません。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高年福祉課】

電車やバス等通常の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合、料金の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る福祉タクシー料金助成事業を行っています。

2022年10月に福祉タクシー助成の対象年齢を満90歳以上から満85歳以上に拡充しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【高年福祉課】

2024年3月に策定した第9期高齢者福祉計画の政策目標に「認知症施策の総合的な推進」を掲げ、目標に基づき政策を展開しています。

2027年4月から2030年3月までを計画期間とする第10期高齢者福祉計画に「認知症施策推進計画」を包含する予定です。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【高年福祉課】

2022年7月から認知症高齢者個人賠償責任保険を開始しています。保険料は無料ですが、認知症高齢者捜索支援サービスを利用している方が対象となり、認知症高齢者捜索支援サービス利用にあたって負担金の支払いが必要です。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【高年福祉課】

要介護認定を受けておらず、前年度健康診査未受診の71・74・77歳の高齢者に対して、「基本チェックリスト」を送付し健康状態を把握しています。認知症や運動面など介護予防が必要な方には、地域包括支援センターへの相談や介護予防事業を勧奨しています。リスクが高い方に対しては、地域包括支援センターから早期の受診勧奨や生活上のアドバイスを行っています。そのため無料検診事業については現在のところ考えていません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【介護保険課】

社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会(原則傍聴可能)において、専門的見地から、審議し、計画作成を進めており、12月には市民意見提出制度による意見募集を実施する予定です。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【介護保険課】

2026年7月に国から示された第10期介護保険事業(支援)計画の基本指針(案)をもとに、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していきます。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在(年途中で亡くなられた方は死亡時点)で要介護1から要介護5の要介護認定を受け、「障害者控除対象者認定書」を発行された方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

【介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、障害者控除対象者認定書の発行対象としており、障害者控除対象者認定書を翌年1月から2月にかけて個別に送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、適切に賦課していきますので、引下げの予定はありません。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【保険年金課】

前年度繰越金及び基金は、国民健康保険特別会計の財源に不足を生ずるおそれがある場合に使用を検討します。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険年金課】

低所得世帯は国の法律により均等割及び平等割について、その2割・5割・7割が軽減されています。一宮市独自で低所得世帯に対する減免制度を実施・拡充する予定はありません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【保険年金課】

未就学児は国の法律により均等割の半額が軽減されています。一宮市独自で18歳まで減免制度を拡充する予定はありません。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律により、高校生年代までの拡大が2027年4月1日施行で予定されています。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【保険年金課】

収入減少を理由とした既存の減免制度の要件は、適切なものであると考えていますので、改定する予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【保険年金課】

法に従い適切に運用していきます。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【納税課】

納税相談により生活状況を聞き取りながら、納税者の生活実態の把握に努めています。財産や納付資力が無く、滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は、法令等に基づいて滞納処分の執行停止や即時欠損を行っています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【回答：納税課】

財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

滞納処分をすることによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は差押えを行っていません。

給与など差押禁止額がある場合は差押禁止額以上の差押えは行っていません。

★(4)保険料(税)の統一への対応

①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【保険年金課】

法に従い適切に運用していきます。

②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料(税)統一を前提としないでください。

【保険年金課】

愛知県と協力し適切に運用していきます。

(5)傷病手当金・出産手当金

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【保険年金課】

傷病手当金・出産手当金制度につきましては、新たに一宮市独自で創設する予定はありません。

(6)一部負担金の減免制度

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施し、活用しています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【保険年金課】

制度については、「国保のしおり（国保制度説明パンフレット）」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

★(7)資格確認書の発行

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【保険年金課】

全加入者に自動的に発行する予定はありません。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【生活福祉課】

自立相談支援機関（福祉総合相談室）に住まいの困りごとを総合的に相談できる窓口を設置し、住宅部局とも連携し、居住支援の充実に取り組んでいます。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【生活福祉課】

法に基づき適切に取扱いをしています。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準（標準）を守り、不足することのないよう増員してください。

【生活福祉課】

ケースワーカー及び査察指導員は国の基準を満たすよう配置しています。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【生活福祉課】

女性のケースワーカー及び査察指導員を配置しています。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【生活福祉課】

ケースワーカー及び面接指導員は基準を満たすよう配置し、研修・会議を定期的
に開催しています。ケースワーカーの外部委託化の予定はありません。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【生活福祉課】

就労支援員は基準を満たすよう配置しています。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の
分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者
に対して適切な案内を行ってください。

【生活福祉課】

国からの通知に基づき適切に取扱いをしています。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会
保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護
が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してくださ
い。

【福祉総合相談室】

自立相談支援事業は一宮市が直接運営しており、庁内の関係機関とは日頃から連携
を図り、速やかに支援できる体制を整備しています。また、生活保護が必要な方に対して
は担当課の相談窓口に同行するなど連携した支援を行っています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようし
おりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【福祉総合相談室】

任意事業はすべて実施しています。相談者が困り事を相談しやすいようリーフレットを
作成し配布しています。また市ウェブサイトでも各事業の案内をしています。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するな
ど生活困窮者に対して支援をしてください。

【福祉総合相談室】

物価高騰に対する一宮市独自の手当は支給していませんが、就労支援や家計支援、
居住支援を行うことで、家計の改善をはかり、世帯の状況に応じた制度の利用や受給可
能な手当を案内することで、生活困窮状態からの脱却ができるよう支援しています。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成
事業を創設・拡充してください。

【福祉総合相談室】

エアコン購入費助成事業等はありませんが、低所得世帯、高齢世帯、障害世帯を対象に、地域支援ボランティア団体と連携を図り、2025年度は25件のエアコン取付や修理等を行いました。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【医療助成課】

福祉医療制度は、愛知県や他市町村の動向を注視しながら、必要な財源を確保し現在の医療費助成制度を維持していきます。

入院時食事療養の標準負担額を助成する予定はありません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【医療助成課】

子ども医療費助成制度の窓口負担は、18歳年度末まで通院入院共に無料としています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【医療助成課】

すでに実施しています。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【医療助成課】

対象要件に住民税非課税世帯を加える予定はありません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【医療助成課】

妊産婦医療費助成制度の創設予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取組を強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【福祉総合相談室】

生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業を委託により実施しています。中学生が対象となりますが、高校進学支援をすることで子どもの将来の自立を後押しして貧困の連鎖を防ぎます。また、本事業では子どもの居場所づくりにも取り組んでいます。

【子育て支援課】

2023年度から子どもの居場所づくりを行う団体に対し、運営費の一部を助成す

る事業を実施しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子ども家庭相談課】

2025 年 4 月からこども家庭センターを設置しています。センターの設置に伴い、同年から統括支援員を配置しています。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

就学援助制度の対象は、2011 年度までの認定要件に加えて 2012 年度から生活保護基準による認定基準を設け、改訂前の生活保護基準の 1.2 倍以下の世帯までを対象としています。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

クラブ活動費は、一宮市立中学校のクラブ活動に所属し、学校で集金する協会・連盟登録費の個人負担分を支給しています。

卒業記念品、オンライン学習通信費については支給していません。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

就学援助の申請受付は市内小中学校と市役所学校教育課の窓口にて受付しています。

就学援助制度の案内は、市広報、市ウェブサイトのほか全児童生徒を対象にお知らせを配布しており、年度途中でも申請できることは周知しています。

★(3)義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校給食課】

学校給食法第 11 条の規定により、学校給食に要する経費（食材費等）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めていますので、減額などを実施する考えはありません。なお、国や愛知県からの補助金等によっては変更となる場合があります。

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【学校教育課】

憲法第 26 条第 2 項が定める義務教育無償とは授業料を徴収しないことを意味すると最高裁判所の判例で示されており、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」により、公立の小・中学校で使用する教科書は無償で支給されていますが、個人が所有する教科書以外の学用品や修学旅行費を含む義務教育全体の無償化は行っておりません。

なお、経済的に困窮している世帯には就学援助制度にて教材費・修学旅行費などの費用の一部を支給しています。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【保育課】

国は、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、給食の食材料費について施設による実費徴収とする方針を示しており、無償にする予定はありません。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【保育課】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例で定める基準を遵守して行っています。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【保育課】

保育士の配置基準について、2025年度に4・5歳児25対1での配置が実現しました。3歳児については新基準を根拠として配置するには保育士が不足しているため、来年度での完全な実現は困難です。

なお、市内のすべての保育所は、「一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める内容を最低限の基準として運営しています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【保育課】

公立保育園の老朽化への対応が課題となっている中、施設整備の手法のひとつとして民間移管を検討していますが、統廃合は予定していません。認可保育所の整備・増設は、子ども・子育て支援事業計画に沿って判断していきます。

育児休業を取得した場合には、育児休業証明書を提出していただいた上で、継続入所を認めています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【保育施設監査室】

引き続き、実地検査を原則として指導監査を行っていきます。

指導監査を行う職員について、保育士有資格者を含む配置をしています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【保育課】

法令に基づいて事業を実施する事業者を除外する予定はありません。事業実施事業者への訪問等については、利用状況を踏まえ現在検討しています。一宮市独自の補助を行う予定はありません。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【障害福祉課】

障害児者にかかる障害福祉サービス等の利用増など、一宮市の負担が著しく増加するなか、手当を増額することは一宮市の財政上困難です。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

【障害福祉課】

地域社会で自立して生活できるよう、住まいの確保は重要と考えています。現状では、日中サービス支援型のグループホームをはじめ、事業者により市内各地にグループホームが設置される等、地域での生活にかかる施設の整備が進んでいます。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【障害福祉課】

現在策定中の障害福祉計画において適正なサービス見込み量を算出しています。待機者については、年1回実態把握を行っています。

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【障害福祉課】

家賃補助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、所得の状況に応じ「特定障害者特別給付費」を支給しています。物価高騰対策は国や愛知県の動向に注視していますが、一宮市独自での実施予定はありません。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【障害福祉課】

重度障害者受入れ補助事業において、夜間支援体制の整備促進を行うグループホーム運営事業者に対し期間を限定し補助金を交付しています。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

【障害福祉課】

現在策定中の障害福祉計画において適正なサービス見込み量を算出しています。現状では今年度に入り、ヘルパー事業所が増加傾向にあり、サービスの拡充に向けた動きが見られます。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【障害福祉課】

障害福祉サービスについては、公平かつ適正な給付とするため、支給決定基準をもとにし、障害支援区分、介護者の状況、環境、本人や保護者の意向等を勘案して、支給の要否の決定を行っています。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【障害福祉課】

現在策定中の障害福祉計画において適正なサービス見込み量を算出しています。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【障害福祉課】

障害福祉サービス等の利用増など、一宮市の負担が著しく増加するなか、基本報酬を大幅に増額することは、財政上困難です。

④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

【障害福祉課】

現在策定中の障害福祉計画において適正なサービス見込み量を算出しています。今年度においては、より質の高いサービスを提供できるよう放課後等デイサービス事業所の公募を実施します。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【障害福祉課】

一宮市では、保育園を希望された方は通える体制となっており、待機児童はいません。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【障害福祉課】

給食費については、児童福祉法における給付費の対象外（原則として実費負担）と定められていますので無償にすることは困難です。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【障害福祉課】

重度障害者受入れ補助事業において、基幹相談支援センターの受託法人が運営する特定支援相談支援専門員を増員した場合に補助金を交付しています。

⑤ 家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを

絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

【福祉総合相談室】

家族で抱え込みの介護とならないよう、虐待リスクのあるケースを把握した場合は、必要に応じて自治体職員等が自宅訪問を行う体制を整えています。

また、虐待予防についての普及啓発を行い、早期発見や早期対応に努め、支援が必要な家庭には適宜対応を行っています。

施設従事者虐待については、虐待の要因の検証や改善策について一宮市と福祉施設が共に考えることで、再発防止に努めています。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【障害福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。

ただし、介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基つき障害福祉サービスをご利用いただいています。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【保健予防課】

成人用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担金(4,000 円)と带状疱疹ワクチン(定期接種)の自己負担金(生ワクチン 3,000 円、不活化ワクチン 7,000 円/回)は利用者の負担感が大きくならないように配慮し決定しています。現在のところ自己負担額を無料にする予定はありません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【保健予防課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)と带状疱疹(各1回)以外の任意予防接種の接種費用助成について、現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えています。

接種を希望する多くの方が助成制度を利用できるよう決定した助成額であるため、現在のところ自己負担額を無料にする予定はありません。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【健康支援課】

2019 年 4 月以降に届け出のあった妊娠届から産婦健康診査の受診票を 1 枚お渡ししており、2025 年 4 月から 2 枚に拡充しています。この受診実績を確認しつつ、受け取られた方の確実な受診を勧奨していきます。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【健康支援課】

他市の実施状況等の情報収集に努めています。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【健康支援課】

妊産婦歯科健診については、妊娠中から産後1年までの間で1回とさせていた
だいていますが、すべての妊産婦が受診している状況ではありません。このため健
診回数を増やす以前に、受診率の向上を図ります。

母子健康手帳交付時や訪問、健診時に受診を勧めたり、市内の産科・小児科に勧
奨ポスター掲示を依頼したりするなど啓発に努めていきます。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康支援課】

現在、常勤歯科衛生士2名と、非常勤臨時歯科衛生士9名（2026年4月1日現
在）で様々な事業を実施しています。配置につきましては、必要に応じて検討して
いきます。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【市民病院事務局経営企画課】

経営形態を変更する予定はありません。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度
を実施・拡充してください。

【市民病院事務局経営企画課】

市立病院の医師は、原則大学医局の人事で動いているので、独自での確保対策は
困難です。看護師、薬剤師、医療技師は募集定員を満たしています。一宮市独自で
医療従事者に対する奨学金を実施・拡充する予定はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【議事調査課】

1・2は一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分
な保険者支援を行ってください。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでくださ
い。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さら
なる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。
- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。
- ⑤地域に必要な病床を確保してください。
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

以上